

別紙 1 - 1 <規制の特例措置（先端的研究開発推進施設整備事業）>

1 特定国際戦略事業の名称

<<スマートコミュニティオープンイノベーションセンター機能の整備>>
(規制の特例措置（先端的研究開発推進施設整備事業）)

2 当該特別の措置を受けようとする者

京都府

3 特定国際戦略事業の内容

① 事業概要

京都府が、厚生労働省から旧「私のしごと館」の譲受を受け、関西が取り組む政策課題である「国際競争力の向上のためのイノベーションプラットフォームの構築」を目指し、他地区の拠点とも連携しながら、関西イノベーション国際戦略総合特区のターゲットであるスマートコミュニティ分野を軸として、国際競争力の強化、国際市場の獲得につながる共同研究等の集積を図り、イノベーション創出を強力に推進するための中核となる国際的なオープンイノベーション拠点として整備する。

② 事業に関与する主体

京都府、京都大学その他の大学・研究機関等

③ 事業が行われる区域

関西文化学術研究都市「精華・西木津地区」内、旧「私のしごと館」

（ 京都府木津川市木津川台 9 丁目 6 番 及び
京都府相楽郡精華町精華台 7 丁目 5 - 1 ）

④ 事業の実施期間

◆旧「私のしごと館」の厚生労働省から京都府への譲受

・・・平成 26 年 4 月 1 日（予定）

◆けいはんなオープンイノベーション拠点の整備

・・・平成 26 年度から複数年度（京都府への譲受後、速やかに事業に着手）

⑤ 事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

◆拠点における共同研究等の推進

エネルギー・健康医療・食糧・インフラ・教育・文化等が組み合わさった複合的な社会システムであるスマートコミュニティの形成に係る以下の領域について共同研究等を実施する。

○スマートライフ&エネルギー（次世代型健康医療・エネルギー）

環境・エネルギーのみならず、地域住民の健康づくり（ヘルスケア、ライフイノベーション）支援までを視野に入れた、安心・安全に支えられた健やかな生涯（スマートライフ）を形成する研究

○スマートアグリ（次世代農業・食糧）

京都大学大学院農学研究科附属農場、立地企業等との連携による先端技術を取り入れた高品質作物栽培技術（次世代型植物工場）の開発、機能性食品への応用等、日本固有の強みを活

かす農業と健康長寿社会の形成に資する研究

○スマートカルチャー&エデュケーション（次世代型文化・教育）

博物館等との連携による蓄積された文化(学術)資産等「モノづくり」の保存・継承やアーカイブ化、地域のコンテンツを活用した教育による人材育成等、科学技術と文化の融合と未来社会への新たな価値の創造に資する研究

◆共同研究等を支える機能整備と実施施策

拠点で展開する共同研究等をサポートする機能について、研究者等のニーズ等を踏まえハード・ソフト両面にわたり順次整備する。主なものは以下のとおり。

<ハード>

○共同研究等の使途に供するための施設改修

○共同研究等から産み出された成果等を実用化等につなげるためのインキュベート施設の整備

○機密保持にも配慮した共同研究スペース（オープンラボ）の整備

○研究・実証成果の展示・発信や研究・実証活動を公開する施設の整備

○著名な外国人研究者等を招聘するための宿泊機能等の整備

○女性研究者が安心して研究等に従事できる環境の整備

<ソフト>

○大学・研究機関等と連携した試作機能や知財マネジメント機能の整備

○リサーチアドミニストレーター等のバックアップ人材の配置

○学生やポストドクを含む若手研究者のスキルアップのための最先端研究等の体験プログラムの実施

○国内の若手研究者へのプロモーションや若手利用枠の導入、称号の付与等のインセンティブ（報奨）の提供

<その他>

○拠点の国際化に向けた学会の誘致や国際会議等の開催

○他の研究拠点等とのネットワーク機能の整備

○国内外の研究者、研究機関等を拠点に誘引するための効果的な情報発信

◆管理運営体制の整備

京都府が施設管理を行い、産学公連携によるコンソーシアムにより運営する。

4 当該特別の措置の内容

◆国有財産法・財政法の特例

国の財産は、法律に基づく場合を除くほか、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならないことが財政法第9条第1項で定められているが、平成25年6月21日付けで「総合特別区域法の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、同法第12条第2項第1号に規定する特定国際戦略事業として、自治体が「先端的研究開発推進施設整備事業」に供する場合は、下記の一定の条件を満たす建物等について、国から譲与を受けることが可能となった。

<法律に定める要件>

一 当該建物等の売却につき買受人がないこと、又は売却しても買受人がないことが明らかであること。

二 当該建物及びその附帯施設の解体並びに当該解体に伴い生じた廃棄物の撤去に要する費

用が当該敷地の価格（当該建物及びその附属施設が存しないものとして類地の時価を考慮して算定した価格をいう。）を超えると見込まれること。

三 当該建物等の価格（時価によって算定した価格をいう。）に比し、その維持及び保存を行うために多額の費用を要すること。

◆基本方針別表に定める関係省庁の同意の要件

1 国際戦略総合特別区域計画において、国際戦略総合特別区域において大学その他の研究機関と連携して先端的な研究開発を推進するために必要な施設を整備する事業が定められていること。

対象地域については、研究開発を行う地域として用途制限がかけられた地域であって先端的な研究開発の実績がある地域であること。

2 譲与契約の締結に当たり、次に掲げる事項を盛り込むこと。

①国が指定する期間は、指定された用途に供すること。

②国は指定された用途の履行状況を確認するため、実地調査又は実地監査ができること。

③指定地方公共団体は国際戦略総合特別区域計画に定めた当該事業の実施状況について、総合特別区域基本方針第二の5に基づき、適切に評価すること。

④指定地方公共団体が譲与契約に定める義務を履行しない場合には、国は指定地方公共団体に対して適切な措置を講じることができること。

なお、上記に掲げるオープンイノベーション拠点整備については、対象地域が「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」で研究開発を行うための地域に位置づけられており、それに基づいて、地元自治体の条例において用途地域が定められていること、従前から周辺に多くの研究施設が立地し、先端的な研究開発が進められてきており、十分な研究実績があること、平成22年3月の閉館後、二度に渡って入札が実施されたものの買受人がなかったことなど諸情勢を鑑みれば、法律及び基本方針別表に定める「同意の要件1」への適合性は十分にあるものと考えられる。

また、厚生労働省と京都府の間で締結する譲与契約において、基本方針別表の「同意の要件2」に定める各要件を盛り込む予定であり、関係省庁の同意の要件は担保されるものである。

【「関西文化学術研究都市（京都府域）の建設に関する計画」に基づく土地利用区分】

